

平成21年5月25日

会01-資料05

会議の公開について

1. 関係する条例・要綱等

①八戸市学校適正配置検討委員会設置要綱	②附属機関等の会議の公開等に関する取扱い	③八戸市情報公開条例	④八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱
<p>第5条 4 会議は、公開とする。ただし、<u>附属機関等の会議の公開等に関する取扱い(→②)</u>第2第1号及び第2号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p>	<p>第2 会議の公開基準 附属機関等の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。 (1)八戸市情報公開条例(平成14年八戸市条例第6号)(→③)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合 (2)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合 第3 会議の公開又は非公開の決定 (1)附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。 (2)附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。 第6 会議録の作成及び公開 (1)附属機関等の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。 (2)公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。 (3)前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。</p>	<p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 (5)市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>第5条 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。 (2)個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等にかかる審議内容で、公開することにより当該附属機関等の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。</p>

2. 公開のメリット・デメリットについて

- メリット：①会議を公開することで、審議の透明性が向上し、検討委員会に対する理解が深まる。
 ②審議の段階から公開することで、検討委員会から広く問題提起することができる。
- デメリット：①審議中の情報が公開されるため、市民等の間に混乱や誤解を生じさせるおそれがある。
 ②審議中の発言が公開されるため、会議の席上で率直な意見交換がしにくいおそれがある。

3. 会議等の公開区分について（案）

会議		会議録		会議資料	
第1回	第2回以降	会議後	提言後	会議後	提言後
①公開	①毎回公開	①公開	①公開	①公開	①公開
②審議前まで公開	②その都度決定	②一部公開	②一部公開	②一部公開	②一部公開
	③毎回非公開	③非公開		③非公開	

- ※1 会議録の一部公開とは、学校名等が特定できる部分のみ非公開とする、会議資料の一部公開とは、審議対象となった学校名のみを公開するなどの場合。
- ※2 会議録は全文会議録であることが必要。要点会議録では少数意見が省略される可能性があるため。（附属機関等の会議の公開等に関する取扱いについて）ただし、委員名は公開しないことができる。